

柔道整復師(整骨院・接骨院)の正しいかかり方 療養費の適正化にご協力を！

肩こりがひどいので、整骨院へ行けば健康保険が使える・・・いいえ！
整骨院・接骨院で健康保険が利用できるのは、ケガの場合のみです。

近年、整骨院・接骨院などの柔道整復師にかかる方が多くなっています。これに伴い柔道整復師にかかる療養費も増加の傾向にあります。

整骨院・接骨院は、皆さんの身近にあり気軽に利用できますが、施術を受ける場合、「健康保険」が使えるものと使えないものが定められています。また、柔道整復師は医師ではありませんので、薬の投与や外科手術やレントゲン検査などもできません。正しく理解いただき、受療していただきますようお願い申し上げます。

整骨院・接骨院で健康保険が使える場合

- 急性または亜急性の外傷性の打撲、捻挫、挫傷
(出血を伴う外傷は除く)
- 骨折、脱臼の応急処置
※2回目以降(応急手当を除く)は、医師の同意が必要

整骨院・接骨院で健康保険が使えない場合 (全額自己負担)

- 日常生活からくる疲れや肩こり、腰痛症、体調不良等
- スポーツや仕事、家事などによる筋肉疲労
- 打撲や捻挫が治った後のマッサージ等
- 症状の改善がみられない長期にわたる漫然とした施術
- 以前の骨折や捻挫などが治癒後に痛み出した場合
- 過去の交通事故などによる後遺症(症状固定)
- リウマチや関節炎などの神経性の筋肉や関節の痛み
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 椎間板ヘルニアなど医師が治療すべき病気
- 負傷年月日や負傷原因が不明確で、捻挫・挫傷との因果関係のはっきりしないもの
- すでに医療機関で治療を受けている人が、同じ傷病について同時に整骨院などで治療を受けること

施術を受けるときの注意事項

- 領収証は必ずもらい、「医療費通知」で確認しましょう。
- 負傷原因を正確に伝えましょう。
※負傷原因が労働災害に該当する場合は、健康保険は使えません。また、交通事故に該当する場合は、健康保険組合に連絡する必要があります。
- 療養費支給申請書はよく確認し、**必ず自分で署名または捺印**をしてください。
療養費支給申請書は、受診者が柔道整復師に健康保険組合へ請求を委任するものです。白紙の用紙にサインをしたり、印鑑を渡してしまうのは間違いのもとです。負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認してください。
- 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられます。医師の診断を受けましょう。

SCSK健康保険組合からのお願い

一部ですが架空請求や水増し請求といった不適切な請求が確認されています。健康保険の対象とならない施術の請求や、不適切な請求を防ぎ、皆さんから納めていただいた大切な保険料を正しく使うため、施術日、施術内容について照会させていただく場合があります。今後とも、健康保険組合の事業運営にご理解とご協力をお願い申し上げます。